

「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更に係る答申 (平成29年12月19日統計委員会) (抄)

第3 公的統計の整備に必要な事項

3 統計の利活用促進・環境改善

(1) 調査票情報等の提供及び活用の推進

調査票情報等の提供及び活用は、調査実施者やデータ保有者等が想定していなかったニーズへの対応を可能とするなど、既存データの有効活用を図る取組である。

関係府省では、第Ⅱ期基本計画に基づき、①オーダーメイド集計の対象とする統計調査・年次の拡大や利用条件の緩和等に向けた検討、②匿名データを提供する統計調査・年次の拡大、年次追加に伴う手続の簡素化、③オンサイト利用の実用化に向けた検討、④個票データレイアウト等を調査票情報の提供前に申出者が活用できる仕組み・方策の構築、⑤調査票情報等の適切な管理等に取り組んでいる。

一方、調査票情報等の提供及び活用については、基本方針及び最終取りまとめにおいて、①オーダーメイド集計における簡易化や対象統計の拡大を検討すること、②調査票情報の利活用のためのオンサイト施設において、行政記録情報の利活用も可能とすることに加え、当該施設における利用を法的に位置付けることを検討し、その整備を推進すること、③一般の人も利用できる匿名データの提供について、法制面、技術面から検討し、提供を開始することなどが求められており、更なる取組を推進する必要がある。

また、国民・企業の情報管理意識が高まっている中、調査客体の信頼性を確保しつつ、調査票情報等の提供及び活用の要望に柔軟に対応していくに当たっては、よりセキュアな環境において、調査票情報等の有効活用に取り組む必要がある。

このため、総務省は、セキュリティレベルの高いオンサイト利用の拡充について、利用拠点数及び利用可能な統計調査の拡充並びに行政記録情報の統計的な利活用を行うために必要なシステム基盤の整備に取り組むとともに、調査票情報等の提供及び活用に関するワンストップサービスを担うための中央データ管理施設等の体制・運用等の具体化を図る。さらに、総務省を始め、各府省は、オンサイト利用を中心に、利用環境等のセキュリティレベルに応じた調査票情報等の提供の在り方について検討を行う。

また、関係府省は、オーダーメイド集計及び匿名データの提供につい

て、ユーザーのニーズを考慮し、提供対象とする統計調査・年次の追加等に引き続き取り組むとともに、利用要件の更なる緩和や、利用促進策等を検討する。さらに、オーダーメイド集計については、より利便性の高いオンデマンド集計の実用化に向けた研究を行うとともに、利用要件や費用等に関し具体例を示すなど利用者に向け更なる情報提供の充実に取り組む。加えて、匿名データについては、より広い範囲の者が利用できるようにする形での提供に向け、必要な法制面、技術面からの検討を踏まえた早期の提供に向けた取組を行う。

なお、各府省は、調査票情報等について、引き続き適正な管理を行うとともに、調査票情報を利用した研究成果等について、一覧表示機能や検索機能などにも留意した上で、広く閲覧可能な環境を整備する。

「別表 今後5年間に講ずる具体的施策」

具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
○ 調査票情報等の管理に当たり、調査票情報等のデータ形式や調査票情報等を活用する上で必要な情報（メタデータ）の保存・管理の在り方を検討した上で、調査票情報等の管理等の委託に関するガイドラインを定める。	総務省	平成30年度（2018年度）末までに実施する。
○ 政府共通の基盤として、調査票情報や匿名データ、メタデータ等の一元管理を行う中央データ管理施設並びに調査票情報等の提供及び活用に関するポータルサイトについて、独立行政法人統計センターと協力して整備を進める。	総務省	平成30年度（2018年度）から実施する。
○ 調査票情報の提供についてオンサイト利用を中心とした利用形態への移行を視野に、独立行政法人統計センターと協力し、オンサイト利用の全国的な展開に向け、利用拠点及び利用可能な統計調査の段階的な拡充を図るとともに、これらの取組状況を踏まえて調査票情報等の利用形態の在り方について検討する。加えて、利用可能な行政記録情報について、統計的な利活用を行うために必要なシステム基盤について整備を進める。	総務省、各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。
○ 総務省におけるオンサイト利用の運用状況を踏まえつつ、所管統計調査の調査票情報等のデ	各府省、総務省	平成30年度（2018年度）

具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
ータ提供等について、独立行政法人統計センターへの調査票情報等の提供事務や管理事務の委託を進めるなど、オンサイト利用の推進に向けた取組を行う。		から実施する。
○ 統計法令の改正状況を踏まえつつ、オーダーメイド集計及び匿名データの提供に関する利用要件の緩和を進めるため、ガイドラインの改正など必要な環境整備を行う。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
○ オーダーメイド集計について、利用者の利便性等の向上のため、利用に当たっての要件、作成可能な集計表、費用等に関する情報について、具体例を示しつつ、ホームページに掲載するなど、利用に関する更なる情報提供に取り組む。	各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
○ オーダーメイド集計に関し、より利便性の高い提供方式であるオンデマンド集計の導入について検討を行い、結論を得る。	総務省	平成31年度(2019年度)末までに実施する。
○ 匿名データについて、総務省統計研究研修所の支援を受け、より広い範囲の者が利用できるようにする形での提供に向け、必要な法制面、技術面からの検討を踏まえ、早期の提供を検討する。	総務省	平成31年度(2019年度)末までに実施する。
○ 匿名データやオーダーメイド集計について、ユーザーニーズ等を考慮しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。	各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
○ 調査票情報を利用した研究成果について、各府省及び研究者からの報告を受け、e-Statとの連携を図りつつ、一元的に閲覧可能な環境を整備するとともに、研究成果の一覧表示や検索機能などの閲覧者の利便性を図る取組を行う。	総務省	平成30年度(2018年度)末までに実施する。